

公害防止に関する協定書

甲 釧路市

乙 株式会社釧路火力発電所

公害防止に関する協定書

釧路市（以下「甲」という。）と株式会社釧路火力発電所（以下「乙」という。）は、市民の健康と環境保全の確保を目的とし、乙が釧路市興津1丁目1番9号に設置する釧路火力発電所（以下「発電所」という。）について公害防止に関する協定を締結する。

（基本原則）

第1条 甲及び乙は、市民ひとしく健康で文化的な生活を享受する権利が保障されていることを認識し、人間尊重、生活優先、自然環境保全の精神を基本とし、相互にこの協定を誠実に履行するものとする。

2 甲は、市民の総意を代表していることを自覚し、市民参加の原則に立ってその意志を尊重して公害の防止を図り、市民の健康と福祉の増進に努めるものとする。

3 乙は、公害関係諸法令を遵守し、甲が行う公害行政に協力するとともに、発電所の事業活動により公害が生じないよう必要な措置を講ずるものとする。

（協定細目の制定）

第2条 甲及び乙は、この公害防止協定に必要な具体的な事項を補完するため、公害防止に関する協定細目書（以下「協定細目書」という。）を別に定め、これを遵守するものとする。

（公害防止対策）

第3条 乙は、公害を防止するため、この協定で定める事項を厳守するとともに、公害施設の補修及び点検の励行に努め、細心の注意をもって操業し、公害の未然防止に努めるものとする。

（硫黄酸化物防止対策）

第4条 乙は、ばい煙発生施設から排出する硫黄酸化物による大気汚染を防止するため、良質燃料の使用及び排煙脱硫装置等を設置することなどにより、発生源対策を強化し、硫黄酸化物の排出の低減化に努めるものとする。

2 乙は、硫黄酸化物の排出基準については、別に定める協定細目書第1条に規定する排出基準を遵守するものとする。

（ばいじん防止対策）

第5条 乙は、ばい煙発生施設から排出するばいじんによる大気汚染を防止するため、除じん装置等を整備することなどにより集じん効率の向上と防止対策を強化し、ばいじんの排出の低減化に努めるものとする。

2 乙は、ばいじんの排出基準については、別に定める協定細目書第2条に規定する排出基準を遵守するものとする。

(窒素酸化物防止対策)

第6条 乙は、ばい煙発生施設から排出する窒素酸化物による大気汚染を防止するため、燃焼方法等の改善、適正化を図るとともに、燃料対策及び排煙脱硝装置の設置等により窒素酸化物の排出の低減化に努めるものとする。

2 乙は、窒素酸化物の排出基準については、別に定める協定細目書第3条に規定する排出基準を遵守するものとする。

(水銀防止対策)

第7条 乙は、ばい煙発生施設から排出する水銀による大気汚染を防止するため、水銀の排出の低減化に努めるものとする。

2 乙は、水銀の排出基準については、別に定める協定細目書第4条に規定する排出基準を遵守するものとする。

(悪臭防止対策)

第8条 乙は、発電所内の施設から排出する悪臭を防止するため、悪臭物質の漏出及び拡散を有効に防止する措置を講じ、悪臭物質の排出の低減化に努めるものとする。

2 乙は、発電所から排出する悪臭物質の排出基準については、別に定める協定細目書第5条に規定する排出基準を遵守するものとする。

(騒音防止対策)

第9条 乙は、発電所内の施設から発生する騒音の大きさ、音質及び発生頻度に応じて、防音カバー、吸音サイレンサー等の設置をするなどの措置を講じ、騒音の低減化に努めるとともに、特に夜間については、静穏の確保のため、その低減に努めるものとする。また、安全弁試験等の際は、事前に甲に連絡するものとする。

2 乙は、発電所から発生する騒音の基準については、別に定める協定細目書第6条に規定する基準を遵守するものとする。

(汚染物質等の測定)

第10条 乙は、別に定める協定細目書第7条に規定する汚染物質等の測定を行い、その結果を甲に報告するものとする。

2 乙は、前項の測定に当たって、必要に応じ甲の立会いを認めるものとする。

(公表)

第11条 甲は、前条第1項の規定による報告の内容について、公表できるものとする。

2 乙は、発電所にかかる公害防止の計画及び実績などについて公表するよう努めるものとする。

(粉じん等飛散防止対策)

第12条 乙は、石炭、バイオマス燃料等の搬入、移送及び貯蔵に伴って発生

する粉じんの飛散を防止するため、必要な設備及び装置等の改善を図り、飛散の防止に努めるものとする。

(産業廃棄物の処理対策)

第13条 乙は、事業活動に伴って生じる産業廃棄物を処理するに当たっては、関係法令を遵守するほか、再生利用等による減量化に努めるとともに、自らの責任において、これによる公害又は環境汚染を生じないよう適正に処理するものとする。

(立入調査等)

第14条 甲は、この協定で定める事項を適正に実施するため必要があるときは、乙に対し、その設置する公害関係施設の状況、事故の状況、排出状況の測定結果その他の必要な事項の報告を求め、また、随時乙の発電所内に立ち入り、操業状況、施設その他の物件、関係帳簿書類等の調査をすることができるものとし、乙はこれに積極的に協力するものとする。

2 甲は、前項の規定により報告された事項及び同項の規定によって行った立入調査の結果を、必要に応じ公表できるものとする。

(事故時の措置)

第15条 乙は、発電所設備について故障、破損その他の事故が発生し、汚染物質を多量に排出したときは、直ちに操業の一時停止等の必要な措置を講じ、速やかに復旧するとともに、甲に対しその状況を通報するものとする。

(被害補償)

第16条 乙は、常時操業の安定化に努め、万一他者に被害を与えたときは、速やかに防止対策を講じ、その被害を補償するものとする。

(あっせん、仲介)

第17条 甲は、乙の事業活動に伴う公害問題の苦情及び紛争が生じた場合、当事者の求めに応じ、そのあっせん又は仲介に努めるものとする。

(環境の整備)

第18条 乙は、発電所敷地内の環境整備及び緑化を行い、環境の美化に努めるものとする。

(公害防止教育と管理)

第19条 乙は、従業員に対し公害に関する教育訓練又は研修を計画的に実施して、公害の防止に対する積極的な意欲の高揚を図るとともに、公害防止のための命令、指示等が速やかに従業員に徹底されるように努めるものとする。

(設備の改善)

第20条 乙は、公害防止技術の開発に努めるとともに、公害防止技術を積極的に導入し、関係設備等の改善に努めるものとする。

(公害防止技術開発の成果報告等)

第21条 乙は、前条による技術開発の成果を毎年甲に報告するものとする。

(事前協議)

第22条 乙は、公害発生のおそれのある設備を設置又は変更しようとするときは、事前に甲と協議し、かつ、公害防止に関する甲の意見を尊重するものとする。

(関連企業に対する責務)

第23条 乙は、下請けその他の関連企業に対し、発電所構内等において公害及び事故を発生させないよう積極的に指導、監督を行うとともに、万一公害を発生させたときは、アが窓口となり責任をもってその補償、防止対策その他の問題の解決にあたるものとする。

(協定の改定等)

第24条 甲及び乙は、この協定書に規定する数値等について毎年一回検討を加え、改定を必要とする場合は、見直しするものとする。

2 この協定書に定めのない事項について定めをする必要が生じたとき、この協定書に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定書に定める事項を変更する必要が生じたときは、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

この協定書の発効は、令和2年4月1日からとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和2年3月 日

甲 釧路市
釧路市長 蝦名 大也

乙 株式会社釧路火力発電所
代表取締役社長 洞 洋平

公害防止に関する協定細目書

甲 釧路市

乙 株式会社釧路火力発電所

公害防止に関する協定細目書

釧路市（以下「甲」という。）と株式会社釧路火力発電所（以下「乙」という。）は、甲と乙との間で締結した令和2年3月 日付け公害防止に関する協定書（以下「協定書」という。）第2条の規定に基づき、次のとおり公害防止に関する協定細目を締結する。

（硫酸化物の排出基準等）

第1条 協定書第4条第2項に規定する硫酸化物の排出基準は、次表のとおりとする。

設備	排出量 表示単位 (m ³ N/h)	排出濃度 表示単位 (ppm)
発電ボイラー	175	363 以下

（ばいじんの排出基準）

第2条 協定書第5条第2項に規定するばいじんの排出基準は、次表のとおりとする。

設備	排出濃度 表示単位 (g/m ³ N)
発電ボイラー	0.10 以下

（窒素酸化物の排出基準）

第3条 協定書第6条第2項に規定する窒素酸化物の排出基準は、次表のとおりとする。

設備	排出濃度 表示単位 (ppm)
発電ボイラー	250 以下

（水銀の排出基準）

第4条 協定書第7条第2項に規定する水銀の排出基準は、次表のとおりとする。

設備	排出濃度 表示単位 (μg/m ³ N)
発電ボイラー	10 以下

(悪臭物質の排出基準)

第5条 協定書第8条第2項に規定する悪臭物質の排出基準は、発電所の敷地境界にて悪臭防止法で定規する臭気指数1.5以下とする。

(騒音の基準)

第6条 協定書第9条第2項に規定する騒音の基準は、次表のとおりとする。

騒音の基準値

時間帯区分	時間帯	騒音基準 表示単位(デシベル(A))
朝	午前6時から午前8時まで	65以下
昼	午前8時から午後7時まで	70以下
夕	午後7時から午後10時まで	65以下
夜	午後10時から翌日の午前6時まで	60以下

(汚染物質等の測定及び報告)

第7条 協定書第10条第1項に規定する汚染物質等の測定及び報告については、次表のとおりとする。

測定項目	測定方法	測定回数	測定箇所	報告
排煙中の硫黄酸化物濃度	連続測定計	連続	排出口	四半期ごと
排煙中の窒素酸化物濃度	連続測定計	連続	排出口	四半期ごと
排煙中の硫黄酸化物量と濃度	手分析	2ヵ月を超えない作業期間毎に1回以上	排出口	測定の都度
排煙中のばいじん濃度	手分析	2ヵ月を超えない作業期間毎に1回以上	排出口	測定の都度
排煙中の亜硫酸化物濃度	手分析	2ヵ月を超えない作業期間毎に1回以上	排出口	測定の都度
排煙中の水銀濃度	手分析	4ヵ月を超えない作業期間毎に1回以上	排出口	測定の都度
悪臭物質濃度	—	年1回	事業所境界1点	測定の都度
騒音の大きさ	—	年2回	事業所境界2定点	測定の都度

- 2 乙が行う汚染物質等の測定は、関係法令に定める測定方法によるものとし、特に定めのないものについては、一般的に用いられている方法によるものとする。
- 3 協定書第10条第1項及び第1項の規定による乙の報告については、甲が定める報告書様式によって行うものとする。

(苦情被害の窓口等)

第8条 乙の事業活動に起因する苦情等に対する付近住民との折衝窓口は、次のとおりとする。

甲 市民環境部環境保全課	責任者 環境保全課長
乙 釧路火力発電所	責任者 所長

(公害発生のおそれのある設備)

第9条 協定書第22条に規定する「公害発生のおそれのある設備」とは、電気事業法又は公害関係法令によりその設置又は変更に当たって届出が必要とされている設備及びこれに準ずる設備をいう。

(本操業の開始等)

第10条 乙は、協定書第22条の規定による協議をした設備が試験操業に入る場合は、事前に甲にその期間を通知するものとする。

- 2 甲は、前項の期間に発電所内に立ち入り、協定数値等の遵守について確認するものとする。

この場合、甲の指定する第三者の同伴を、乙は認めるものとする。

- 3 乙は、前項の規定による確認の後でなければ、本操業を開始しないものとする。

(細目の改定等)

第11条 この細目書に定めのない事項について定めをする必要が生じたとき、この細目書に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの細目書に定める事項を変更する必要が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。